

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和8年3月24日

長崎県知事 平田 研

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	岩川町 梁川町 竹の久保町 東山手町外	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
		浜口町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 坂本一丁目 千々町第2 富士見町 若草町 石神町 扇町 南山手町 相生町 本原町	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
佐世保市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	日宇第一 日宇第二 日宇第三 黒髪第一 天神第二 奥山第二 東山第二大宮 黒髪第二 萩坂第一 天神第三 天神第四 瀬道第一	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第10・霊丘第4・森岳第1(一部) 白山第10・霊丘第4・森岳第1(残部) 霊丘第5 霊丘第6・森岳第2	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第4 久山第4の1 破籠井第1 久山第4の2 破籠井第2 真崎	
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	鈴田第五 鈴田第六 鈴田第七 鈴田第八 鈴田第九 鈴田第十 萱瀬第五 萱瀬第六 萱瀬第七	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和8年3月24日

長崎県知事 平田 研

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第12 大久保第13 川内B 草積B 草積C 大石脇F	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
		大久保第18 川内D	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
		大久保第17 前津吉A	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで
		川内A	令和7年5月2日から 令和9年3月31日まで
		川内C 川内E	令和7年9月29日から 令和8年3月31日まで
		大久保第9	令和7年9月29日から 令和9年3月31日まで
		大久保第8	令和8年3月18日から 令和9年3月31日まで
		松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため
下登木 北平第2	令和8年3月24日から 令和9年3月31日まで		
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	檜根第1 檜根第2 嵯峨第3 貝鮎第1 飼所第5 比田勝第2 比田勝第3 久和第1 久和第2	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
		地籍の明確化により、森林施策の円滑化をはかるため	
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及を図るため	小泊第五 増田第四 増田第五 野々切第五 野々切第六 幾久山第三	令和7年5月12日から 令和8年3月31日まで
		荒川第十四 小泊第四 野々切第四	
		増田第二 幾久山第五	

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に  
関する事業計画を次のとおり定めた。  
令和8年3月24日

長崎県知事 平田 研

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
南島原市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化を図るた め	須川東第1 須川東第2 須川西第2 須川西第3 田平第7 野田第6(一部) 野田第6(残部) 津波見第1(一部) 津波見第1(残部) 津波見第2	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで